

三新法の原型——松田道之の地方制度構想を中心に——

湯川 文彦

本稿の目的は、明治11年に制定された近代日本初の地方制度統一法規である三新法の立法意図、制定経緯について、三新法制定に深く関与した松田道之の地方制度構想に注目して明らかにすることである。従来の研究では、三新法が持つ旧慣尊重と新制導入という二つの側面に注目が集まり、明治9年以降の政府の危機＝士族反乱との関係で議論されてきた。しかし、史料上の制約もあり、三新法の立法意図は明らかにされてこなかった。そこで、本稿では松田道之が遺した史料を用いて、三新法の基となった松田の地方官時代の地方制度構想を明らかにし、それが松田の内務省入り以降、三新法制定にどのように影響したのかについて解明した。

その成果は以下の通りである。

- 1) 地方官時代の松田は、明治元年の政体書のビジョンに基づき、官と民とがそれぞれ自立して権利と義務を持つ法治国家の樹立を目指していた。そして、滋賀県令時代には西洋の公法私法二元論を基に、人民の利益を編成原理とし、現状に適合した制度改革案と理想に即した制度改革案の二種からなる地方制度構想を組み上げた。
- 2) 内務省入りした松田は、自らの地方制度構想を提示したが、法制局の地方制度構想との齟齬が明らかとなった。そのため、松田は地方制度構想を練り直し、イギリス法を援用しつつ、法制局の構想を取り込んだ地方制度構想をまとめあげた。
- 3) 松田の構想は法制局の修正を受けて法案となったが、松田は法案において「行政」の範疇が曖昧なことを問題視し、その限定に取り組んだ。しかし、法制局は「行政」に幅広い裁量を持たせようとしたため、両者は協議を重ねたものの折り合えなかった。その結果、三新法は松田の構想と法制局の構想の二様の性質を持つ、複雑なものとなった。